利用規約

LOUW（以下、本スタジオといいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようご理解・ご協力をお願い申し上げます。

第1条
本スタジオの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）はBB&INC WELLNESS株式会社が行います。

第2条
本スタジオに入会できる方は、各要件を満たし、本スタジオの趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。また、本スタジオを利用いただけるのは、医師から運動を禁じられていない方とします。暴力団構成員、会員の円滑なクラブライフに支障を来す可能性がある方、その他本スタジオが不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第3条
本スタジオに入会する方は所定の入会手続きを行い、本スタジオの承認を得た上、定める会費
・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

第4条
会員は、本スタジオの定める入会金を、所定の方法で本スタジオに支払わなければなりません。なお、当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。ただし、法令上返還が義務付けられる場合はこの限りではありません。

第5条
本スタジオは、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。
1. 本スタジオの定める会費・諸費用につき、3ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます。）
2. 本スタジオの施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他本スタジオが定める規則に違反したとき。
4. 本スタジオの名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 本スタジオの合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他本スタジオが、社会通念に照らし、本スタジオ会員としてふさわしくないと認めたとき。

第6条
会員は、本スタジオの定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の

種類、金額、支払期限及び支払方法等は本スタジオが定めるものとします。（月会費は、会員が本スタジオの会員資格を有する限り、現実に本スタジオの施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）

第7条
1.会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに店頭にて休会手続きを行っていただくことにより、翌月から休会することができます。本スタジオの事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。
2.一回の届出による休会期間は1ヶ月から3ヶ月間までとし、休会費は本スタジオの定める金額とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより延長が可能です。スタジオが特別に認める場合は、一回の届け出による休会期間は1ヶ月から9か月とします。休会最終月の10日までに休会期間の延長を希望する場合は、再度休会届を提出することにより、3ヶ月間の延長が一度のみ可能です。休会期間満了後、3ヶ月を経過しない再度の休会は出来ません。なお、本スタジオが休会届及び休会延長届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第8条
会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに店頭にて変更手続きを行っていただくことにより、翌月から会員種類を変更することができます。 10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌々月扱いになります。

第9条
会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに店頭にて退会手続きを行っていただくことにより、その月末限りで退会することができます。電話等口頭での退会は受け付けません。10日を過ぎた場合は、本スタジオの事務手続き上、翌月末日扱いになります。なお、本スタジオが退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

第10条
本スタジオは、原則として毎年12月31日から翌年1月3日までを年末年始の休館日とし、その他施設の点検、補修、整備等、本スタジオの運営上必要と判断した場合には臨時に休館することがあります。この場合、原則として2週間前までに施設内への掲示、当社ホームページその他適切な方法により会員に告知します。ただし、緊急の補修工事、設備の故障その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではありません。

第11条
本スタジオは、次の事由により本スタジオの一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。
1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で本スタジオの業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第12条
1.会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、本スタジオの施設を利用するものとします。
2.本スタジオは、会員が本スタジオの施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について

、本スタジオの責めに帰すべき事由がない限り、責任は負いません。会員同士の本スタジオ内外でのトラブルについても同様とします。
3.会員は、本スタジオにおいて、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。また、本スタジオの事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。

第13条
1.会員は、本スタジオが提供する予約システムのＩＤ・パスワードを自己の責任において厳重に管理するものとし、第三者に貸与、共有又は譲渡してはならないものとします。会員のＩＤ・パスワードの管理不十分、使用上の過誤又は第三者による使用等によって生じた損害について、本スタジオは、本スタジオの故意又は重過失による場合を除き、責任を負いません。
2.本スタジオは、通信回線又はシステムの障害、メンテナンス、天災地変その他本スタジオの責めに帰することができない事由により予約システムを提供できなかった場合について、責任を負いません。
3.会員は、予約の変更又は取消しについて、本スタジオが定める方法及び期限までに手続を行うものとします。当該期限を経過した後の取消し（無断キャンセルを含みます。）については、本スタジオの定めるキャンセル料が発生する場合があります。

第14条
本サービスが法令上の特定継続的役務提供に該当する場合、会員は、法令の定めるところにより、いつでも本契約を将来に向かって解除することができるものとし、本規約中これに反する定めがある場合には、当該法令の規定が優先するものとします。

第15条
本規約の準拠法は日本法とし、本規約に関して生じた一切の紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条
本スタジオは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況変動等を参考にして改定することができます。ただし、本規約の変更は、変更の内容が会員の一般の利益に適合するとき、又は変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときに限るものとします。この場合、本スタジオは改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

第17条
本規約は2026年9月7日より施行します。